

経営の健全性について

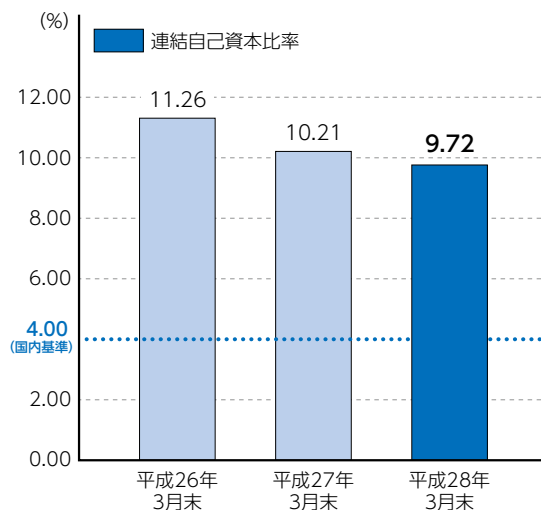
当行では従来より、「健全経営」を基本方針に掲げて活動してまいりました。
今後も、引き続き健全性の一層の向上をめざし、経営体質の強化につとめてまいります。

十分な資本の蓄えにより健全性を確保しております

連結自己資本比率の推移

自己資本比率とは、銀行の健全性を示す指標の1つで、当行のように日本国内のみで業務を営む銀行(国内基準適用行)は、4%以上を維持することが義務付けられております。

当行の連結自己資本比率(国内基準)は、バーゼルⅢにおいて段階的控除を要する劣後性調達で一部期限前返済などの対応を行った結果、9.72%と前期末比0.49%低下しましたが、引き続き十分な水準を確保しております。



自己資本の充実度に関する評価

当行では、「規制資本管理」及び「統合的リスク管理」による自己資本充実度の評価を行っております。

「規制資本管理」は、法令等で定められた最低限維持しなければならない自己資本(比率)の観点から経営の健全性を検証する手法で、自己資本比率(平成28年3月末現在、連結ベースで9.72%)などを基準に自己資本の充実度を評価しております。

自己資本比率計算式(バーゼルⅢ基準)

$$\frac{\text{自己資本 (コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{リスク・アセット (信用リスク・アセット + オペレーショナル・リスク相当額 \div 8\%)}} \geq 4\%$$

一方、「統合的リスク管理」は、統計的に計測したリスク量を自己資本と対比して、経営の健全性や自己資本の充実度を検証する手法です。自己資本を原資として各リスクカテゴリーに配賦した資本(リスク資本)の範囲内で、計量化したリスク量(信用リスク、市場リスク)が収まっていることをモニタリングし、自己資本充実度を評価しております。

当行は、規制資本とリスク資本の両面において十分な水準の自己資本を確保していると評価しております。中期経営計画「ベスト・パートナーズ・プラン」に掲げた各種施策の実践を通じた利益獲得により内部留保を積み増し、自己資本の更なる充実を図ってまいります。

バーゼルⅢとは

リーマン・ショック等を踏まえて金融機関の健全性をさらに向上させるため、規制上の自己資本に算入できる項目を厳格化するとともに、計算上の分母であるリスク・アセットの対象範囲を拡大させた新しい自己資本比率規制のことで、当行のように日本国内のみで業務を営む銀行(国内基準適用行)に対しては、平成26年3月末より適用されています。

自己資本については、バーゼルⅡでは算入が認められていた劣後ローンや土地の再評価差額などの算入額を段階的に減額することにより、より質の高い自己資本の積み上げを促すことを目的としています。

リスク・アセットについては、店頭デリバティブなどに係る信用リスクを計算対象とするなど、範囲を拡大しています。

コア資本とは

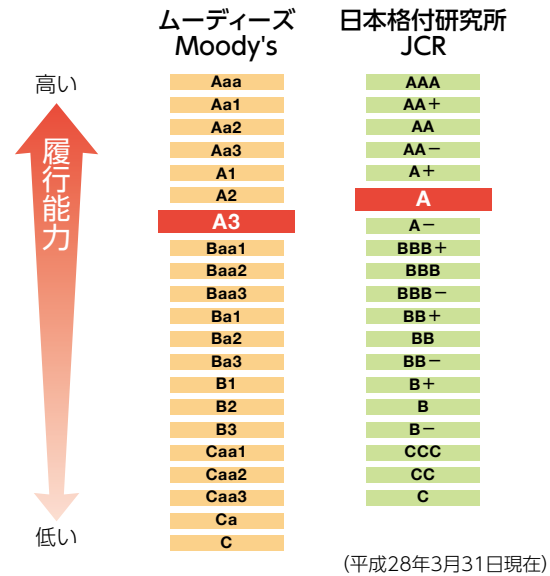
普通株式の発行により調達した資本金や内部留保などの質の高い資本に、一般貸倒引当金(信用リスク・アセットの1.25%が算入上限)等を加えたものをいいます。

国内外の格付機関から経営の健全性が評価されています

Moody's「A3」・JCR「A」

「格付」とは、企業などが発行する債券や銀行預金の元金・利息支払いの履行能力を、第三者の格付機関が評価し、簡素な記号で表したものです。企業の信用状態を客観的に評価した指標として、広く知られております。

当行は、ムーディーズ社(Moody's)から長期預金格付について「A3」を、日本格付研究所(JCR)から長期発行体格付について「A」の格付を取得しており、経営の健全性に対する高い評価を受けております。



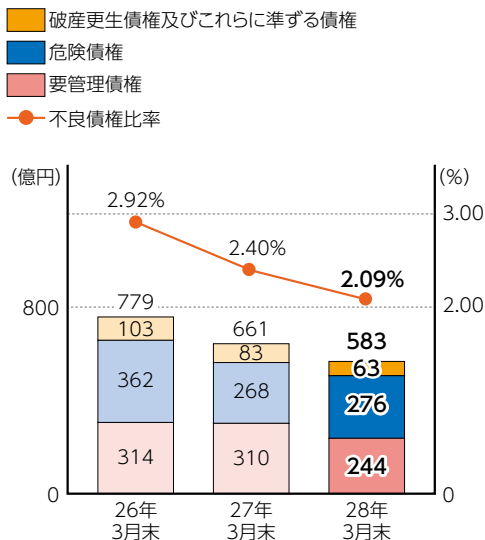
資産の健全化に取り組んでおります

不良債権への対応

当期末の金融再生法開示債権ベースの不良債権残高は、前期末比77億47百万円減少し、583億43百万円となりました。また、債権合計に占める不良債権比率は前期末比0.31ポイント低下して、2.09%となりました。

金融再生法開示債権の推移と対応状況

(金額単位未満:四捨五入)



* 金融再生法開示債権とは

金融再生法に基づき、与信額(貸出金・外国為替・支払承諾見返・未収利息・仮払金(貸出金に準ずるもの)及び銀行保証付私募債)を対象とし債務者単位で区分しております。

